

役員等報酬規程

令和3年10月1日

社会福祉法人 愛の友協会

社会福祉法人 愛の友協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛の友協会（以下「当法人」という）定款第23及び第9条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 役員及び評議員については業務に応じた報酬を支給する。
- (2) 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対して報酬は支給しない。

(役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第3条 役員及び評議員に対する報酬の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については別表2に定める額
- (2) 役員及び評議員が職務のため出張したときは、出張取扱規程に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬支給時期は、次の各号に定める。

- (1) 報酬については月末締め翌月20日に支払う。その日が土曜、日曜、祝日に当たるときは、その前日をもって支給する。
- 2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、10,000円以下は日当として控除しないで支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに役員及び評議員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員及び評議員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額は、その月の総日数から土曜、日曜、祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず役員が死亡によって退任したときは、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(退職(慰労)金の額)

第7条 理事長が退任した場合には、第8条に定める基準に基づき退職(慰労)金を支給する。

第8条 当該理事長が歴任した年数に対して、次の計算式により算出した額を支給する。
退任時の月報酬額×在任年数×係数

| 役 位 | 係 数 |
|-------|-----|
| 理 事 長 | 2.0 |

(役位在任年数)

第9条 役位在任年数は、就任の月から退任の月までとし、1年未満の端数は切り捨てるものとする。

(公表)

第10条 当法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

平成29年 4月 1日改正

令和 元年 8月 29日改正

令和 2年 6月 1日改正

令和 3年 6月 29日改正

令和 3年10月 1日改正

別表1 役員報酬

| 役職名 | 報酬の額 | 実費弁済費 |
|-----|-----------------|---------------------|
| 理事長 | 月額 400,000円(以内) | 交通費については報酬額に組み込まれる。 |

別表2 役員及び評議員の報酬

| 役職名 | 報酬の額 | 実費弁済費 |
|--------------------|---------|---|
| (1) 評議員 | 日額 | 実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき30円 (有料道路代は別途) |
| 理事会への出席 | 10,000円 | |
| 上記の他法人及び施設業務のための出席 | 10,000円 | |
| (2) 理事 | 日額 | |
| 理事会への出席 | 10,000円 | |
| 上記の他法人及び施設業務のための出席 | 10,000円 | |
| (3) 監事 | 日額 | |
| 監事監査等への出席 | 10,000円 | |
| 評議員会・理事会への出席 | 10,000円 | |
| 上記の他法人及び施設業務のための出席 | 10,000円 | |